

## 養育医療給付申請手続きのご案内

医療の給付が必要になった日から 30 日以内に、下記の書類をそろえて提出してください。

書 類 名	部数	備 考	
1. 養育医療給付申請書	1 枚	申請者（家族の方）で太枠以外をご記入ください。（記入例）	
2. 養育医療意見書	1 枚	赤ちゃんの主治医に書いてもらってください。	
3. 世帯調書	1 枚	申請者（家族の方）で赤ちゃんを続柄本人として記入してください。（記入例）	
4. 所得税額等を証明するもの <b>※福津市に課税情報がある方は不要です。</b> ※課税情報がない方は下記の表 1) をご覧ください	該当するものを 1 枚ずつ	※福津市に課税情報がない場合（当年 1 月 1 日時点で福津市に住所がない方など）は、赤ちゃんと生計を同じにする家族の方について必要です。 （赤ちゃんからみた父母、祖父母、兄弟姉妹、その他） ただし 18 歳未満の方で未就業の場合は証明の提出不要です。 ※父親が単身赴任の場合：世帯外扶養義務者となります。	
<b>表 1)</b>			
	収入の状況	必要書類	発行先
	所得税の確定申告をしている	所得税の確定申告の写し一式 （税務署受付印のあるもの。受付印がない場合は、 <u>所得税納税証明も必要。</u> ）	香椎税務署
	所得税の確定申告をしていない	給与所得	勤務先 ※直近の原本が必要
		各種年金等	源泉徴収票 年金支払事務所
		未就業	直近の住民税課税証明(非課税証明) 市役所税務課
<p>注意 1. 源泉徴収票の源泉徴収額または確定申告書（確定申告書 A (22) 確定申告書 B (27) ）の金額が <u>0 円の場合</u>は、他に『住民税非課税証明書』も必要です。住宅借入金特別控除等は適用されません。</p> <p>2. 住民税が非課税の方は、住民税非課税証明書が必要です。</p> <p>3. 生活保護受給の方は、市役所福祉課発行の「生活保護受給者証明書」が必要です。</p> <p>4. 世帯全員（健康保険に加入している全員）が非課税の場合は、赤ちゃんの「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。 ◎国保の場合：市役所市民課で交付 ◎健康保険の場合：各保険者で交付</p>			
5. 健康保険証および子ども医療証の原本	1 枚ずつ	赤ちゃんが加入している健康保険証と子ども医療証	
6. 委任状	1 枚	医療費の請求を市が代行するためのものです。 申請者氏名は養育医療給付申請者の氏名を記入。	
7. 低体重児出生届	1 枚	妊婦健康診査補助券の最終ページにあります。	
8. 母子健康手帳	1 枚	母子健康手帳の「出生届出済証明」「妊娠中の経過」「出産の状態」の頁のコピー。 （家庭訪問する際の資料とさせていただきます）	

【問合せ先】 福津市 子育て世代包括支援課  
 子育て世代包括支援係  
 （福津市役所本館 1 階）  
 電話番号 0940-34-3352